

○旅館業法施行条例

昭和三十二年十二月二十四日
栃木県条例第四十三号

旅館業法施行条例をここに公布する。

旅館業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第二条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 洋式の構造設備による客室の数は、総客室数の過半数であること。
 - 二 適当な広さのロビー及び食堂を有すること。
 - 三 脱衣場及び浴室は、共同用のものにあつては、貸切りで使用させるもの及び時間を定めて男女別に使用させるものを除き、男子用及び女子用の区分があること。
 - 四 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 外部から見通すことができない構造設備を有すること。
 - ロ 気泡発生装置等を設ける場合には、空気の取入口から土ぼこりが流入しない構造であること。
 - ハ ろ過器を使用して温湯を循環させる場合には、次に掲げる構造設備を有すること。
 - (1) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。
 - (2) ろ過器に毛髪等が混入することを防止するための集毛器が設けられていること。
 - (3) ろ過された温湯が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
 - (4) 浴槽の温湯を消毒するための塩素系薬剤の注入口を設ける場合には、浴槽の温湯がろ過器に入る直前の位置に設けられていること。
 - (5) 浴槽に供給する湯水(ろ過された温湯を除く。)を送水するための配管が、ろ過器と浴槽との間の配管に連結されていないこと。
 - ニ 屋外に浴槽を設ける場合には、当該浴槽の温湯が屋内の浴槽に流入しない構造であること。
 - ホ 汚水を停滞させることなく排水することができる構造設備を有すること。
 - 五 便所は、手洗い設備及びねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備を有すること。
 - 六 ごみその他の廃棄物を衛生的に保管し、又は処理する設備を有すること。
- (旅館営業の施設の構造設備の基準)

第三条 令第一条第二項第十号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、前条第三号から第六号までの規定の例によるほか、客室と他の客室とが、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するもので区画されていることとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第四条 令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第二条第三号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 一客室の床面積は、五平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に係る宿泊者の数を十人未満とする場合にあつては、三・三平方メートル）以上であること。
- 二 階層式寝台を有する場合には、その幅は、〇・九メートル以上であり、かつ、その長さは、一・八メートル以上であること。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第五条 令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第二条第三号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 客室の数は、三室以上であること。
- 二 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

（学校等に類する施設）

第六条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので知事が指定するもの

2 知事は、前項第三号の施設を指定するときは、告示しなければならない。これを取り消すときも同様とする。

（許可等について意見を求める者）

第七条 法第三条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により、前条第一項に定める施設について知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。

- 一 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- 二 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を管理する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 前二号以外の施設のうち、当該施設について監督庁があるものにあつては当該監督庁、監督庁がないものにあつては当該施設の存する市町村の長

（換気）

第八条 営業の施設は、室内の空気の汚染を防ぐため、換気装置を活用し、常に空気を清浄に保持しなければならない。

（採光及び照明）

第九条 営業の施設は、できるだけ自然光線を充分採り入れ、やむを得ない場合及び夜間における営業の施設の照明は、床面において次の照度を有するものでなければならない。

- 一 客室、応接室及び食堂は四十ルクス以上
- 二 浴室、洗面所及び便所は二十ルクス以上
- 三 廊下及び階段は二十ルクス以上。ただし、深夜においては、十ルクス以上の照度と

することができる。

(防湿)

第十条 営業の施設は、次のように防湿の措置を講じなければならない。

- 一 排水設備は、随時清掃し、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
- 二 客室の床が木造であるときは、床下の通風をよくしておくこと。

(衛生保持)

第十一条 営業の施設は、常によく清掃し、衛生的に保持しなければならない。

2 客室には紙くず入れを備え、適時処理しなければならない。

(昭四五条例五三・旧第五条線下、平一五条例一九・旧第七条線下・一部改正)

第十二条 寝具類は、収容定員数以上の数(下宿営業にあつては収容定員数の三分の二以上の数)を備え、次のような措置を講じなければならない。

- 一 ふとん及びまくらには、清潔な敷布、ふとんえり、まくらおおい等を用いること。
- 二 敷布、ふとんえり、まくらおおい及び寝衣は、一客ごとに洗たくすること。
- 三 ふとん、まくら及び丹前は、随時日光にさらす等適当な方法で消毒すること。

第十三条 入浴設備については、次の措置を講じなければならない。

- 一 浴室において使用する湯水は、その用途に応じ、規則で定める基準に従い水質を管理すること。
- 二 浴室において使用する湯水は、その用途に応じ、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その結果を知事に届け出るとともに、水質検査の日から三年間保管すること。
- 三 浴槽に供給する温湯の貯湯槽を設ける場合には、次に掲げる方法により管理すること。
 - イ 貯湯槽の温湯の温度は、摂氏六十度以上に保つこと。ただし、適宜貯湯槽の温湯の消毒を行う場合は、この限りでない。
 - ロ 貯湯槽の生物膜を除去するための清掃及び消毒を随時行うこと。
- 四 浴槽は、温湯を満杯状態に保ち、かつ、清浄な湯水を供給すること。ただし、利用形態から衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 五 給湯栓及び給水栓の湯水については、飲用の適否を表示すること。
- 六 浴槽の温湯は、毎日(ろ過器を使用して温湯を循環させる場合にあつては、一週間に一回以上)交換すること。
- 七 浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより遊離残留塩素濃度を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。
- 八 浴槽からあふれ出た温湯は、浴用に供しないこと。ただし、当該温湯を回収する回収槽の壁面の清掃及び消毒を随時行うとともに、回収槽の温湯の消毒を塩素系薬剤の使用その他これと同等以上の殺菌効果のある方法により行う場合は、この限りでない。
- 九 浴槽及び洗場は、毎日一回以上(ろ過器を使用して温湯を循環させる浴槽にあつては、一週間に一回以上)清掃すること。
- 十 ろ過器を使用して循環させた温湯は、打たせ湯、シャワー等湯水をかけ流すことができる設備において使用しないこと。

十一 ろ過器を使用して循環させた温湯であつて、循環させた時間が二十四時間を超えたものは、気泡発生装置等において使用しないこと。

十二 ろ過器を使用して温湯を循環させる場合には、次に掲げる方法により清掃すること。

イ ろ過器は、一週間に一回以上、逆洗浄又はろ材の交換を行い、十分に汚れを落とすとともに、消毒を行うこと。

ロ ろ過器と浴槽との間の配管は、適宜消毒を行い、生物膜を除去すること。

十三 集毛器及び浴槽の温湯を消毒するための消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

十四 次に掲げる方法により衛生の維持に努めること。

イ 入浴に際し公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないように入浴者の注意を喚起すること。

ロ 点検表を作成し、活用するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に補給しなければならない。

3 汲取式の便所は、薬剤等を用い、はえの発生を防止しなければならない。

(客室の収容定員)

第十四条 客室の収容定員は次の基準によるものとし、各客室の入口にこれを表示し、定員を超えて客を収容してはならない。

一 ホテル営業 一客室の有効面積四・五平方メートルについて一人

二 旅館営業及び下宿営業 一客室の有効面積三・五平方メートルについて一人

三 簡易宿所営業 一客室の有効面積二平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に係る宿泊者の数を十人未満とする場合にあつては、三・三平方メートル）について一人

(宿泊を拒むことができる事由)

第十五条 法第五条第三号の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

一 宿泊しようとする者が、泥酔者であつて他の宿泊者に対して著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 公衆衛生の保持に支障があると認められるとき。

(衛生措置基準の特例)

第十六条 知事は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものについては、第九条、第十二条第二号及び第十四条に規定する基準に関し、必要な特例を規則で定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旅館業法施行条例(昭和二十四年栃木県条例第一号)は、廃止する。

附 則(昭和四五年条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第三〇号)

この条例は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年七月一日から施行する。

(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により旅館業の経営の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その構造設備を変更せずに営業する場合に限り、第三条の規定による改正後の旅館業法施行条例第二条第四号ロからニまで(第三条から第五条までの規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則(平成二八年条例第五三号)

- 1 この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により簡易宿所営業の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その客室の延床面積及び一客室の床面積を変更せずに営業する場合に限り、改正後の第十四条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。